

平成28年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月3日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第1号 平成27年度那珂川町一般会計継続費繰越計算書の報告について
(町長提出)
- 日程第 3 報告第2号 平成27年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(町長提出)
- 日程第 4 報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 5 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 6 議案第2号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 7 陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情
について (委員長報告)
- 日程第 8 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第1号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について
(総務企画常任委員長提出)

出席議員(14名)

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|-----|----|---|
| 1番 | 鈴木 | 繁 | 君 | 2番 | 石川 | 和美 | 君 |
| 3番 | 佐藤 | 信親 | 君 | 4番 | 益子 | 輝夫 | 君 |
| 5番 | 大森 | 富夫 | 君 | 6番 | 益子 | 明美 | 君 |
| 7番 | 大金 | 市美 | 君 | 8番 | 岩村 | 文郎 | 君 |
| 9番 | 川上 | 要一 | 君 | 10番 | 阿久津 | 武之 | 君 |
| 11番 | 橋本 | 操 | 君 | 12番 | 石田 | 彬良 | 君 |

13番 小川洋一君

14番 塚田秀知君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	岡由樹夫君
教育長	小川浩子君	会計管理者兼会計課長	田村正水君
総務課長	橋本民夫君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	稲澤正広君	住民生活課長	鈴木真也君
環境総合推進室長	鈴木雄一君	健康福祉課長	立花喜久江君
子育て支援課長	小川一好君	建設課長	穴山喜一郎君
農林振興課長	坂尾一美君	商工観光課長	板橋了寿君
総合窓口課長	薄井桂子君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会事務局長	大森新一君	学校教育課長	薄井健一君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高林伸栄	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	書記	岡多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 佐藤信親君

- 議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問を許可します。

佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

- 3番（佐藤信親君） おはようございます。

通告書に基づきまして4項目について質問したいというふうに考えております。

まず一つ目。

放射線廃棄物の受け入れ関係についてお伺いしたいと思います。

下野新聞4月29日付で報道された指定廃棄物が8,000ベクレル超の基準値を下回った場合、保管する市町村と協議した上で指定を解除し、一般ごみと同様の処分が可能となるというル

ールが決定されました。

そこで、馬頭処分場への影響についてお伺いしたいというふうを考えております。

一つ目といたしまして、指定廃棄物の解除に伴う町の対応についてということで、まず1つ目、一般ごみとなった場合の処理は、通常のごみとして焼却されると認識してよろしいのかどうかについてお伺いします。

2つ目といたしまして、焼却灰は管理型処分場で処理されるのか。

3つ目といたしまして8,000ベクレル以下の管理型処分場で通常どおりの処分ができるのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、現状からすると放射性廃棄物の馬頭処分場への搬入の確率は高いというふうに考えます。町としての対応はどのように考えているのか、お伺いしたいというふうに考えております。

3番目といたしまして、馬頭処分場にかかわる環境の保全協定についてはいつごろ締結する予定なのか、その点について見通しをお伺いしたいと思います。

大きな2番目。

小川幼稚園の跡地利用についてでございます。

今年度いっぱいわかあゆ保育園と小川幼稚園が統合して認定こども園となるということでございますので、その後の利用についてどのように考えているかをお伺いしたいというふうに思っております。

一つは、小川幼稚園跡地は室内型の子供の遊び場としての、また、子育て世代と多世代の交流の場として活用すべきと考えておりますが、子育て世代にとって雨天時における遊び場がなく、隣接市町村の施設を活用している現状にあります。小川幼稚園跡地を、晴天時には園庭に設置されている遊具を利用しての遊び場として、また、高齢者スポーツの場として多世代にわたる有効利用をすべきではないかと考えます。

そこで、小川幼稚園の跡地利用についてどのように考えているか、お伺いいたします。

大きな3番目といたしまして、小川出張所の設置について。

前に橋本議員がその跡地利用について質問をしたときに、まだ答弁の中では具体的なお話もなく、あいている公共スペースを活用するというようなお話がございましたけれども、多くの小川地区住民につきましては、現庁舎跡地、この小川庁舎跡地に新たに設置していただきたいという要望があります。現在、那珂川町の新庁舎建設は順調に進んでいるというふう

に思います。ところが、小川出張所については今までの経過の中でも一切触れられていないということで、町の庁舎等検討委員会の中で附帯意見として出張所の設置ということもされていると思うんですが、この点について再度町長にお伺いしたいなというふうに思います。

大きな4番目といたしまして、公園墓地の整備についてということで、団塊の世代が増加し、また那珂川町をついの住みかとして移り住む住民などが墓地を求めようとしても、それぞれの宗派に属さなければ求めることはできない現状にあると考えております。宗派に属することなく公園墓地を求めることができ、また、もしくは故郷を離れた方々の故郷回帰で墓地を求めることもあると思われ、公園墓地を整備すべきではないかなというふうに思います。現に、他町から那珂川町に移り住んで、この町に骨を埋めようとしております。なかなか墓地を求めることかできないという現状にもあるわけです。また、町外に出られた方々も、ふるさとに葬られたいというような方もおられるかと思えます。そういう方々のためにも公園墓地を整備して、やはり町で迎え入れてあげると、そこでまた新たな交流が生まれてくるのではないかなというふうに考えますので、この計画についてどう考えるかお伺いしたいというふうに思います。

以上の点について、第1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

私のほうからは、佐藤議員の1項目、放射能汚染廃棄物の受け入れについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、指定廃棄物解除に伴う町の対応についてですが、指定解除の手續につきましては、特定調査、環境省と市町村との協議、市町村の指定解除への意向、処分先の見込み等が整ったとしても、保管する市町村及び事業者の同意がない限りは指定の解除はできないとされております。指定解除後について環境省は、処理の安全性の説明など技術的支援や財政的支援を行うとしておりますが、処理をどうするかについては触れていないところであります。町といたしましては、指定廃棄物の処理については、当初の計画どおり8,000ベクレルを下回った場合においても、一旦指定廃棄物とされたものについては最後まで環境省の責任において処理すべきと考えており、先般行われました環境省の説明会において強く申し入れたところであります。また、再測定についても、この条件が整わなければ協議に応じられな

いと考えております。

なお、このことにつきましては、県内の市や町だけではなく、県も同一步調をとっていただくよう、強く要望したところであります。

次に2点目、放射性廃棄物の馬頭処分場への搬入についてですが、県内保管の指定された産業廃棄物は、下水汚泥と浄水発生土であり、この指定された廃棄物については放射能濃度がかかなり高い溶融スラグ等であり、指定廃棄物最終処分場での処分であり、県営処分場への搬入の可能性はないものと考えております。

3点目、保全協定の締結についてですが、本体工事着工までに協定を締結する予定であります。

次に3項目、小川出張所の設置についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎完成後の小川地区の住民窓口機能については、新たな施設で出張所を設けるのではなく、既存の町有施設を使用して窓口機能を確保し、住民サービスの低下とならないようにしていきたいと考えております。また、出張所の具体的機能などについては、先進地事例などを参考に検討してまいりたいと考えております。

その他の質問については担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 次に、佐藤議員の2項目、小川幼稚園の跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

平成29年4月の認定こども園の開設に伴い、町内全ての保育園、幼稚園は本年度末をもって閉園し、そのうち小川幼稚園、大内保育園、馬頭南保育園の3園については施設が廃止になることから、廃止後の施設及び跡地の利活用について、町有財産の適正管理及び活用の観点から、議員のご提案も含めて地域住民や福祉関係事業者の意見、要望等を考慮し、今後、庁内において検討を進めたいと考えておるところでございます。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 佐藤議員の4項目、公園墓地の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、那珂川町の公営墓地の整備状況につきましては、馬頭の公園墓地が200区画、小川墓地が24区画整備しており、全区画使用契約済みとなっております。近年、公営墓地の返還は平成23年度から27年度に4区画ございまして、その墓地使用に係る応募者につきましては11名でございました。議員ご指摘のとおり、近年の家族形態の変化やライフスタイルに合

わせた公営墓地の形態、将来の墓地需要を含め、公営墓地の整備については検討が必要と認識しております。

一方で、墓地の運営に関しましては少子化の進展による後継者不足や無縁墓地化による対応など、課題も少なくありません。公営の墓地整備については墓地埋葬法や都市計画法、森林法などの規制等もあり、町に限らず宗教法人による墓地の整備状況など、関係団体のご協力をいただきながら調査、検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 特に、指定廃棄物については8,000ベクレルを超えるということになってまいりまして、町長が答弁された内容については十分私も理解いたします。それ以下になった場合、これをどのように処分するのか。やはり8,000ベクレル以下となってくると、今の特措法によれば一般廃棄物として取り扱ってもいいというような感覚でいるわけですが、もしそれが一般廃棄物となった場合、馬頭処分場に受け入れざるを得なくなってくるのではないかなというふうに考えますので、8,000ベクレル以下の対応についてはどのように考えているかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 国のほうで、環境省で再調査をするということですが、先ほどお答えしましたとおり、私どもの町では再調査についても、その後のいわゆる指定解除については町と、あるいは事業者の協議が必要である、町が同意しなければ指定解除はできない、このようなことになっております。それはどの自治体も同じ条件であります。それを私が先般の環境省の説明会の折に申し上げましたのは、このことは私の町ばかりでなく、県内の市町全部が同じ気持ちで取り組まなければいけない、そして、県もまた同じ気持ちでやっていただきたい、そういう強い要望を申し上げたところであります。ですから、仮に再測定をして8,000ベクレルを下回ったとしても、各自治体、あるいは事業者との協議が整わなければ指定解除はできない。このようになっております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） その指定廃棄物以前の、その前の8,000ベクレルまでのやつも相当あると思うんです。それを指定解除とは別にあった場合、それは町としてやはり受け入れざるを得ないのかなという感じがするんですが、その点について町長はどのように考えておりま

すか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） その点につきましては、放射性汚染物質は入れない、これが基本であります。ただし、従来自然界にあったものもある、そのような状況にありますので、それについては今後、先ほどお答えしましたが、環境保全協定の中で県と協議をしてみたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私、なぜこれを聞いているかと言いますと、それでなくとも処分場の建設については、もう多くの町民からの反対とか、今でも根強く残っている。私はつくらざるを得ないという立場でございますけれども、やはりその当時と、あの平成23年3月の東日本大震災によって生じた放射能汚染物質等の問題もございます。これによって塩谷町とか矢板市が、今、指定廃棄物に対しては積極的に町を挙げて反対をやっている。ましてや風評被害も出てくるというようなことで騒がれているわけですが、町としてもやはり、ただ今までの廃棄物だけのものだったらばよろしいんですけども、そこに放射能に汚染された、たとえ8,000ベクレル以下であっても、それが町に入ってくるということになりますと、農畜産物に対する風評被害ではなくて、そこを住みかとしている我々地域住民、また新しく那珂川町へ来ようという人たち、また若い世帯、はっきり言ってこの放射能関係の世界というのは未知の世界ですから、そうしますと、なぜ、だったら、わざわざ那珂川町に行くんだったら、隣の安全なところへ行ったほうがいいよということになってきてしまうのではないかなということが危惧されているんです。

この間、ちょっと放射能関係のことで勉強会に行ったときに、なぜ、このような緑豊かな、自然豊かな、この那珂川町に放射能に汚染された物質が搬入されるようなことになるのかということをおっしゃっている方もおられました。確かに、この那珂川町というのは本当に自然環境に恵まれた住みやすい、いいところだと思うんです。ところがその廃棄物のほかに、プラスチックに見えない放射能に汚染された物質が搬入されるということになると、町で今さまざまな計画を立てていますね。人口ビジョンとか過疎対策計画とか、そういういろいろな計画を職員、皆さんが一生懸命つくられた計画も、このことによって台なしになってしまうのではないかな。それでなくとも那珂川町はもう消滅市町村の中でトップクラスにいるというような状況の中で、やはりこういう問題を少しでも払拭する必要があるのかなと。

ここで私は町長に、それを入れないとか、はっきりしろとかということは聞きません。でも、そういうことがあると思いますので、この問題は真剣に我々も考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えますので、できればはっきりと8,000ベクレル以下であつても放射能に汚染された——当然自然界にあつたものについては、これはやむを得ないとは思いますが、それくらいの気構えで町長に臨んでいただきたいなど、また県のほうとも交渉していただきたいなというふうに思いますので、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、佐藤議員おっしゃっていますことは、そういう危惧される方々、この方々はもう当然、那珂川町にできる処分場に入れてしまう、そのように決めつけておっしゃられる方がたくさんいらっしゃいます。私はそうではないと思っています。これについては風評被害等につきましても、今後県との協議の中でしっかりと住民の安心・安全は守っていける、このようなお話し合い、協議をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） これは本当、那珂川町の存亡にかかわる問題でございますので、その点は十分、町長も肝に銘じて県との対応を願いたいなというふうに考えております。

先ほど、次の、3番目の処分場にかかわる環境保全協定についてですけれども、着工までに締結するというごさいますけれども、その中で絶対放射能汚染物質は入れさせませんというような項目を、必ず交渉の中でそれを組み入れて締結していただきたいなというふうに考えますので、町長、その点よろしくお願い申し上げまして、この1番目の質問については終わらせていただきたいと思ひます。

先ほど、2番目の小川幼稚園の跡地利用についてでございますけれども、私は、今の子育て世帯、雨が降った場合、子供たちをどこで遊ばせるかと言いますと、今、子供たちを遊ばせる場所というのは、大田原で言えばトコトコ、あとは黒磯のスーパーカインズだか何かの隣にそういう施設がある。宇都宮ではベルモールの中にもある。足利には、キッズパークというのがございまして、今、矢板市でもそういう施設をつくっているというようなお話がございまして、やはり、今子育てをやっている方、はっきり言ってこの那珂川町で子供たちを遊ばせようということを考えると、ふるさとの森、あとはあそこのまほろばの湯のところで遊ばせる。雨が降ったらどうするということになると、わざわざ黒磯、宇都宮、大田

原に行くというような状況であります。

今度、本年度末で小川幼稚園が廃園になる。そこには立派な遊具があるわけです。遊具を買わなくてもあの遊具を再利用すれば、また子供たちの遊び場としても使える。お遊戯室とかそういうところにボールプールとかふわふわマットを敷いた運動ができるような施設、あとジャングルジムとか、そういうものをつくって小さいお子さまが遊べるような施設に改修できないか。あの園庭については、例えばお年寄りの方がゲートボールをするということで、多世代間の交流の場となるというふうに私も考えております。そういうところも、先ほど課長は今後の検討、こういう施設の利活用についての検討課題とするというふうなことでございますけれども、これは必ず頭に入れて整備を進めていただければなというふうに思っていますので、その点についてお伺いしたい。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） まず、雨天時の遊び場というところでございますが、大規模な施設は、今、議員おっしゃられたとおり大田原、矢板、黒磯等、それから近隣の商業施設でも大規模な店舗でありますと備えているという部分で、主にそういうところで遊んでいるというのが現状かというふうに私のほうも認識しております。ただ、町といたしましても、小規模であります、馬頭の福祉センター内に社会福祉協議会のほうで設置した子育ての遊び場という形、それから、子育て支援センターの中にも一部遊具等を入れて、一緒に遊んでいただけるという形もっておりますので、ただ、小規模でございますので、大人数が来るとなかなか混雑してしまうという部分であります、そういうところもあるということで、ぜひ活用いただければなというふうに考えているところでございます。

ただ、確かなかなか大きな施設という部分はありませんので、その辺の部分につきましては今後十分検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） やはり、跡地の有効利用ということで、既存の遊具施設もあるというところを考えれば、以前第二保育所にあった遊具が、鉄くずとしてただ一般に処理されてしまったというようなことがないように、多分あの遊具だって1基に200万円近くするのではないかなというふうに思います。やはり、せっかく投じた施設を有効に使うということは、行財政改革の中から考えても、有効利用を図っていくということは必要ではないかなという

ふうに考えます。今、幼稚園の裏にゲートボール場がありますけれども、風が吹くと寒い。あの幼稚園跡地にゲートボール場もできれば、雨が降ったとか、ちょっとにわか雨になったとしても、すっところ室内に入れるというような状況から、やはり多世代間の交流の場として、その中でキッズパーク的な機能を持たせた施設として活用していただきたいというふうに希望しますので、その点について、町長、課長ともよく協議の上、していただけるかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど子育て支援課長が申し上げたとおりでございます。ただ、屋外の遊具、それから高齢者との触れ合いにつきましては、今の小川総合福祉センター、まほろばの湯の脇に、今、象さんを1個つくってあると思うんですが、あそこはゲートボール場の隣接でありまして、お年寄りの方の休憩の場所もつくってほしい、このようなご要望もございまして、そのようにさせていただいています。そこに新たにもう1基、今回はふるさと納税からいただいたお金を活用してもう1基遊具を設置する計画でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ということは、幼稚園跡地はそのような活用にはしたくないというように私に感じ取れるんですけれども、そうしますと、またあそこにある遊具、また撤去工事ということで鉄くずとして処理してしまうのかどうなのか。また、再利用するという考え方でいるのか、その点について再度お伺いしたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 小川幼稚園跡地の遊具についてでございますが、それは今後の町有施設の跡地の利用、この計画の中でどのように使うか。あるいは、あそこを使いたいという方がいらっしゃれば、そういう方とも協議をさせていただく、そんな中で検討してまいりたい、ただ、ただの鉄くずとして処分してしまう、これは最終的な手段でありまして、そのようなことがないような利活用を図っていききたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 何か、ちょっと幼稚園跡地をそのように使うという方向性は期待が持てないのかなというような、今の町長の答弁を聞いて感じているわけなんですけれども、や

はり遊具、第二保育所の場合、鉄くずとして撤去したけれども、それがそのまま残って、ある家庭に行っている。そういう話もあったわけなんです。実際、私も目で確認しました。そういうことというのはちょっとおかしいのではないかなと私は思ったんですけども、もし撤去するのであれば、どこかで有効利用できるわけです。それをしないで鉄くずとしてただ単に工事で撤去してしまった。で、再利用で誰かがもらって行ってそれをこうやった。だったら、わざとではなくて競売でも何でもいいからそれを誰かに、公募して売ればよかったのかなと、こう私は思ったわけなんですけれども、それはそれでもう終わったことなんですけれども、やはり幼稚園というもの、せつかく子供たちがなれ親しんだ施設でもあります。

多分町長はあそこに庁舎を考えるのかなと、こう私も考えているんですけども、やはりそうではなくて、あそこは子供たちの遊び場として私は有効利用を図っていくべきではないか、そうすれば建物も建てる必要もない。ただ、ちょっと室内遊具等には金がかかるかもしれないけれども、新たにつくるよりはまだ安く上がるかなというように感じております。ぜひ、それも町長含め課長、検討していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまの佐藤議員のご意見、ご意見としてお伺いして、今後、跡地利用の段階でそれをご意見として反映させていきたい、このように考えております。ただし、鉄くずとしてどこかへ捨ててしまうと、そんなようなことはないようにやってまいりたい。移設するとか、議員おっしゃいました競売にかける、あるいはあそこを使う。ただし、無人でお伺いの遊具、これをご自由にどうぞという形では、設置した責任もありますので、なかなか難しいかと思っておりますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、町長が言われましたように無人ではちょっと、遊ばせることはやはり設置者責任という、これは当然でございますけれども、やはり、例えばあそこをキッズパークとして年寄りの方と一緒に交流できるような場になれば、そこにお年寄り以外の方に管理してもらおうとか、何かそういう方法で利活用というのもできるのかなと。また、室内も余分なスペースもあれば、そこで高齢者の方々のお茶のサービスとか、そういうのをやっていただけるようにすれば、高齢者にとっても生きがいのある施設にもなるだろうし、子供たちにとっても十分遊べるスペースになってくるのではないかなというふうに考えますので、十分検討されたいなというふうに思いますので、そこはお願いして、今回はこれで終わりに

したいと思います。

3番目の小川出張所についてでございますけれども、多くの町民の方は、というか小川地区の住民からしても、やはりこの場所というのは愛着があるわけです。何人かにこう、ずっと聞いていっても、ここにつくってほしい。やはりここにあれば、今までの不便も当たり前でこう来ていたわけです。ところが、これがまた違うところに行くとさらに不便とか、そういういろいろな感情的なものも出てくるというふうに思います。これについては、馬頭地区の方々も当然つくるべきだよな、木造で小さくても何でもいいからきちっとつくるべきだよなというご意見もあります。そういう点で、今、町長が言われたようにどこか別な、あいている公共スペースを活用しての小川出張所というような形になってきますと、あれだけ豪華な庁舎をつくっておいて、旧小川地区についてはそのあいているスペースを使うというようなことで、ちょっと住民感情的にも納得いかなくなってしまうのではないかな。

やはりこの地に、そんなに大きい建物でなくてもいいんです。小さい木造のやつでつくっていただければ安心していただけるのではないかなというふうに考えますので、その点について町長にもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 新たな建物について、新たな建物を建てる、箱物を建てる、これの是非かも検討してまいりたい、このように考えております。ただ、私が議員の時代に馬頭地区に庁舎を建てる、これは私も同意した案件であります。ただし、その附帯意見として小川地区の発展も図ることということで、庁舎に限らず別の方法でいろいろな発展を考えてまいりたい、その一つが子育てに優しい住宅整備等もございます。それを小川地区に今、検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、町長が言った子育て支援関係の住宅については、水産試験場跡地を利用するということその話が出てきているわけであって、小川出張所をつくるということについては、町長も議員時代にはそれはわかっているわけだと思うんです。ただ、その附帯意見の中で新しく建てかえるとか、そういう文言はございませんでしたけれども、やはり地区住民からすれば、このあった場所に、当然これは耐震補強から考えれば危ない、危険な施設というのは皆さん知っていると思うんです。でも、やはりその跡にきちとした小川出張所というような形でつくっていただけることが、小川地区住民にとっての願いではない

かなというふうに思います。今までの庁舎関係について、全部新庁舎についての説明はいろいろありました。で、小川出張所についての話が今まで一遍もされてこなかった。どうしたのかなとこう、私も常々考えていたわけなんですけれども、先ほどの定例会で橋本議員が跡地利用ということで話したときに、初めてその出張所がここではなくて、どこかの空いている公共スペースでつくるよというような話になってきまして、これはちょっとおかしいのではないか。

この場所というのはごらんのとおり駐車場も広くあります。また体育館もある、小川小学校がある、何か災害時の緊急避難場所にもなる、ましてや大規模な災害があった場合、馬頭地区であった場合、ここが前進基地になる可能性もある。そういう面から考えても、ここに出張所機能を持たせた施設をつくるべきではないかというふうに考えますので、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 避難場所になるような箱物をつくるということは現在のところ想定をしておりません。ただし、小川出張所につきましては住民サービスの低下とならないよう、これまで統廃合、合併した自治体、これらの先進地の事例も参考にしながら、よりよい窓口機能を持たせた出張所機能にしていきたいと思います、それを、新たな箱を建てるか、既存の今までの施設にするか、これは今のところ既存の施設を利用して、ただし、町民の不便にならないようにしていきたいと思います、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私は避難場所になるようなスペースをつくれと言っているわけではないんです。小規模でも何でもいいからきちっとした建物をこの跡地につくっていただきたい、そういうふうに願っているわけです。多くの町民も、地区住民もそのように感じていると思うんです。町長の言っていることもわかります。確かにお金をかけたくない、それは十分わかります。ここでどこにその空きスペースがあるか。当然、今、図書館機能、どこかにこのまま後で図書館をつくって、空いたスペースでそこに庁舎にするんだというような方法もあるかもしれませんが、ここは避難場所としては体育館とか小川小学校の体育館もある、そういう避難施設としてはそれを活用すればいいんであって、やはり身近に感じられる、ましてや小川地区住民だって年々高齢化してきているわけです。

住みなれた、通いなれたこの跡地、ここに固執するのは当たり前ではないかなというふう

に私も考えているわけなんですけれども、ぜひその点、そんなに億円をかけてつくれというわけではございません。ある程度の規模とちょっとした小会議ができるスペースくらいの施設を町長としては考えてもよろしいのではないかと。私はそのバランス感覚からいって、小川地区だけがどうのこうのと、馬頭地区がどうのこうの、そういう感覚はないんですけれども、やはりこういう施設があるということで一つの安心感を持てるのではないかと。というふうに思いますので、その点について、これは何度言っても町長と押し問答になってしまうかなという感じがしますけれども、ぜひそれも考慮して考えていただきたいと。思いますので、その点について最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この問題、昨日の益子明美議員の小規模特認校の事例と全く同じような議論になってしまいます。私は住民サービスの低下とならないよう、そんな支所機能をつくってまいりたい。そして佐藤議員のご意見、これはご意見としてお伺いしておきます。以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） ご意見として聞くということはもう聞かないということだと、私はこう思うわけなんですけれども、これは本当に小川地区住民は多くの方がそういうふうに思っているということを町長はよく理解していただきたいなというふうに思っていて、この質問については終わりにしたいと思います。

次に、公園墓地の整備についてでございますけれども、担当課長のほうからは前向きな答弁がございましたけれども、本当に、今、人口は減っていても世帯数が年々ふえている。これは核家族化している傾向なのかなというような感じもしますけれども、やはり町外から来られている方もいるのではないかなというふうに思います。今の葬送儀礼というんですか、今、いろいろさまざまな形、多様化しておりますので、できれば本当は公園墓地みたいなものをつくって、さまざまな葬送儀礼に対応した公園墓地をつくってもよろしいのではないかな。そんなにいっぱい、何百個つくれとか、そういうことではないんです。

求めたくてもなかなか求められない。境内地内の墓地を求めると永代供養料として相当な金額がとられる。昨年うちで埼玉のおじが亡くなったんですけれども、そこで墓地を求めるといくなるともう何百万円単位のお金がかかってしまうということで、それも那珂川町から出ていって、最終的に那珂川町に戻りたい、そういう回帰というんですか、そういう

こともあるかと思うんです。現にもう、私、墓地を求めたいんだけど、どこもあいていないというようなことで、その方は神道みたいだったんですけども、そういうあらゆる宗教に関係なく埋葬できるような、町としての公園墓地ができれば、その方も助かるのではないかなと。

また、そういった墓地があれば、町外に行っている方も、では那珂川町のふるさとに墓地を求めようということによって、本家とのつながりとか親戚関係とのつながりも増してくる。また、それに伴って交流も深まってくるというようなことで、公園墓地、現職町長として墓地の話というのは余り好まないということは、過去、私も三代にわたって町長に言ってきたんですけども、おれがやっている間はその話はしないでくれというふうな話がありましたけれども、公園墓地という形でいけば私はいいのかなというふうな感じがしますので、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 公園墓地ということなんですけど、実は私も墓地がないんです。どこに入ろうかなとは思っているんですけども、ただ、基本的に宗派に属さないという、一般的には地方公共団体がつくっているとか、法人関係、宗教法人等をつくっているところもありますが、そういった形で、先ほども申し上げましたとおり、今ある墓地で継承者がいないようなところもございます。町のほうでも、例えば契約者が亡くなったとき、その後継承する人が誰なのか、ちょっと調べるのに苦慮するようなところもあるんですけど、お寺さんのほうでもそういったことがあるようです。

そういった形で、今後お墓そのものがどうなってくるのかちょっとわからないんですけど、ただ、町が墓地を設置するにしても、今、その関係の規則が、県のほうの規則があるんですが、結構厳しいような条件になっております。例えば、よほど急激に、墓地が狭くて応募者が多くてどうしようもないようなときとか、そのほか、あとは立地条件にしましてもいろいろ、例えば立地条件としては人家とか公共施設と墓地の距離とか、結構難しい規制がございまして、なかなか簡単につくれるような状況でないことはご理解願いたいと思うんですが、そのような形で、先ほど申し上げましたとおり、今後お寺さんのほうとか宗教法人でやってくれるところがあるかどうかわからないんですけど、そういったところで協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 課長の説明で大体私も理解できる場所はあるんですけども、やはり宗派に入って寺院関係の墓地を求めることはできるわけですね。ただ、その場合永代供養料として多額な金額を支払わなければいけないということもございます。お寺さんによっては10万円から入れるようなところもあるかと思うんですけども、当然お墓をつくる場合にはどこかの宗派に属さなければいけないんですけども、やはりお墓だけは自由なところにつくりたい、公園墓地的なところにつくりたいという方も多くいるかと思うんです。

そういう方々のためにも、大規模ではなくてもいいんですけども、年次計画で小規模ずつつくっていくという考え方も、町として町外からの住民を受け入れるにしても、そういう墓地の用意というのもある程度しておかなければ、どうぞ那珂川町へ来てください、来てくださいと言ってもなかなか難しい面もあるのかなど。墓地とセットで町に移り住めるような感じになればよろしいのではないかなというふうに考えますので、町長、余り私も町長にとっていい話ではないと思うんですけども、そういう点も踏まえてまちづくりを考えていただければというふうに思います。

時間はあるんですけども、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益子輝夫君

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問を許可します。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 4番、益子輝夫でございます。

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私はこれから言う3つにわたって質問するんですが、多くの、意外と——意外とという言葉の方は失礼なんですけれども、多くの皆さんがテレビや、また再放送などを見ているということを知りますので、できるだけ執行部の皆さんにはわかりやすく、専門的な言葉を余り使わないで答えていただきたい。特に高齢者からも言われるんです。何を言っているのかわからないんだよと。そういう点では、ゆっくりわかりやすい答弁をいただきたいというふうに思います。

では、通告に基づいて質問に入りたいと思います。

まず一つ目なんですが、少子・高齢化ということで全国的に高齢者の問題、この間もありましたけれども、介護で疲れて奥さんの首を絞めて殺してしまうというような事件もありました。本当に一生懸命見てきたのに、ある日突然嫌な言葉を言われて殺してしまうと、そういうケースは一つや二つではないと思いますが、私も高齢者と話す機会があるのでそういうことを知ります。90歳を過ぎた旦那さんが八十幾つの奥さんを十数年間見てきたんですけれども、「益子君よ、家に帰ってくるとうちの母ちゃん何て言うと思う。どちら様ですかと言うんだ」と。「本当、このときほど辛いことはないんだ」ということを言った年配の、お年寄りの方がいましたけれども、そういう点で全国各地、また町内においてもそういう本当に深刻な問題、そしてひとり暮らしの老人がかなりふえております。

そういう点での町の対策が私は重要な点で高齢者対策についてお聞きするんですが、特にその中で（1）の独居老人です。日常生活でどのような方法でそれを把握して、また対応を行なっているかについて伺いたいと思うんですが、本当にひとり暮らしの老人が、この間担当課長に聞きましたらかなり多いので私もびっくりしたんですけれども、それも、独居老人といってもいろいろありますね。健康で自分のことを全てやっている人もいれば、逆に自分のことも十分できない、用足しもできない、本当にどうしたらいいかわからないと。ヘルパーさんにも頼むけれども、やはりヘルパーさんも限られてしまうと。そういう中で本当に大変な思いをして生活をしている方がいらっしゃいます。

それと、食事を伴えば買い物とか通院などについても非常に大変な思いをしてやっているんですが、私、90歳過ぎの男性の方を知っているんですが、戦争に行き帰ってきた人なんです。戦争では大した苦勞はしなかったと言うんですが、東京へ帰ってきて東京爆撃に遭って大変な苦勞をしたと。死の山を見てきたんだ、血の川を見てきたんだという話を聞いた

んですが、そういう方が90歳を過ぎても車を運転して病院通いをしなければならない。デマンドやコミュニティバスがあるんですが、残念ながらそれを利用することができないんだという状況の人です。

たとえデマンドを利用しても、やはり目的地まで行かない、例えば日赤へ行きたい、あるいは那須南病院になるとなかなか大変になると。デマンドとコミュニティバスの連携がなくていないというご批判もいただいています。そういう点で、そういう対応について具体的に方策があったら伺いたいというふうに思います。

そしてまた、その方法についてどんな施策を持ってそういう人たちに接しているのかを具体的に伺いたいというふうに思います。

あと2つ目なんですが、子供の貧困が全国的に大問題になっている。全国といっても日本だけではなくて世界各国でもいろいろ問題が出ています。自爆テロのあれが、ある調査、ユニセフかな——の調査によりますと、前年度は4人だったのが今年度になって44人。それもほとんどが10歳以下の女の子だということです。そういう点で本当に深刻な問題になってきていると思います。極端な話ですけども、それと、きょう、北海道でしつけと言って子供を置き去りにしたあれもありますけれども、それと同時にひとり親家庭がものすごくふえているんです。それを裏づける社会的な条件があると思いますが、お母さんがいないお父さんがいても片親だと収入が本当に驚くような収入なんです。

私の周りも離婚の相談が2件、3件とありますが、実際の収入を聞いてみますと、大学卒業しても十五、六万円しか取れないと。結婚して奥さんが取っている給料が2人合わせて30万円がやっとだと。それで、車に乗ったりアパート代を払うと本当に生活費が20万円以下になってしまうという点、そして子供がいるというふうになると本当に大変だというあれも聞きます。片親だったら2つや3つ仕事を持つのが当たり前だというような状況を私は聞いておりますので、その辺で、特にひとり親生活の実態をどんなふうに把握しているのか。また、その対策について具体的な点を伺いたい。

あと、大きな3つ目なんですが、県営処分場について伺いたいというふうに思います。

(1) 処分場に入ってくる物の中に、これは県の出している資料なんですが、第13号廃棄物というのが、最近資料に出てきています。これは具体的に何を指すのかを町として伺いたいというふうに思います。

あと(2)番目。県営処分場が結局PFI事業になったということになっていますが、これは県知事も記者会見とか説明会で言っているんですが、このなった理由、経過、そしてこ

れになったことによって、対町民との関係、また地元自治体である我が町がどうなるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

(3) 番の町や県と業者とのリスク分担はどのようになるかと。このPFI事業でやる場合、県処分場の町や県、業者とのリスク分担がどのようになっているのか。また、どのように考えているのか、その点を伺いたいというふうに思います。

以上、3点についてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第1回の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私から、益子議員の3項目、県営馬頭処分場についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、第13号廃棄物についてですが、産業廃棄物の種類のうち、廃掃法施行令第2条第13号に規定されているものは汚泥等のコンクリート固形物や焼却灰の溶融固形化物等が該当すると聞いております。

次に2点目、PFI事業になった理由についてですが、PFI事業は公共事業の手法の一つであり、民間事業者の最新の技術力、資金力、経営ノウハウ等を活用し、設計から管理運営までの一貫性により、さらなる安全性とコスト縮減が図られることから導入検討を進めていると聞いております。

次に3点目、町や県、業者とのリスク分担についてですが、PFI方式を採用したとしても県が責任を持つことには変わりはありません。

その他の質問については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、益子議員の1項目め、高齢者対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ひとり暮らし高齢者の日常生活の把握方法と対応についてのご質問ですが、ひとり暮らし高齢者の把握方法につきましては、各地区民生委員児童委員の活動の中で把握していただいております。毎月開催されます定例会において情報の提供、生活相談、必要な支援の確認などを行っております。さらに、町全体で地域の高齢者を見守ることを目的とした地域見守りネットワーク事業推進協議会を設置し、現在、行政区長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署など16団体と連携し、情報の提供や協議等を行い、把握に努め

ております。

その対応についてですが、生活状況や希望に応じ、民生委員児童委員の定期訪問を通じて必要な支援を行なっております。具体的には在宅において安定した生活を継続していただくために、希望する方には高齢者軽度生活援助事業や生活支援ホームヘルパー派遣事業、寝具洗濯サービス事業などを実施し、暮らしのサポートをしております。さらに緊急時の対応として緊急通報装置の設置を行い、24時間対応のコールセンターへ連絡が入るシステムをご利用いただいております。

また、今年度より外出先での緊急時に関係者への連絡が円滑に行えるよう、QRコードを活用した見守り事業を警察署や消防署等、関係者の協力を得ながら実施していく予定で準備を進めているところです。

今後ともひとり暮らし高齢者を温かく見守り、また生き生きと生活していけるよう、行政区、地区民生委員、児童委員、ボランティアの方々と協力し、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の買い物や通院などの移動対策についてですが、買い物につきましてはひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方に対し、先ほどの高齢者軽度生活援助事業や生活支援ホームヘルパー派遣事業により買い物支援を行なっております。また、通院などはデマンドタクシーをご利用いただいているところです。現在、昨年4月施行となりました介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の平成29年4月実施に向け準備を進めているところですが、地域全体で高齢者を見守る体制を各地区ごとに推進し、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、より活用しやすい生活支援体制の構築を目指し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 次に、益子議員の2項目、子供の貧困についてのご質問にお答えいたします。

まず、ひとり親家庭の生活実態の把握についてであります。ひとり親家庭につきましては、県が支給する児童扶養手当の対象となりまして、159世帯がその対象となっているところであります。その新規申請の際、または毎年度行う現況届の提出の際に、所得の状況等も含めて家庭の状況等を確認しているところであります。また、個々の状況につきましては、民生委員児童委員や母子保健推進員、あるいは行政区等地域の状況に詳しい方や、県から町に派遣されております自立支援相談員、あるいは乳幼児健診、幼稚園、保育園、小・中学校

等関係機関からの情報提供によって把握しているところであります。

次に、その対策についてであります。生活の困窮に関する相談があった場合、またはそのような状況にあると思われる場合につきましては、県に情報を提供いたしまして、県と連携いたしまして、自立支援、あるいは生活保護等の支援につなげているところであります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） それでは、順番に再質問をさせていただきます。

独居老人の対策について課長から答弁があったように、いろいろと趣向を凝らしているようですが、その実態についてはまだ不十分かなと思うんですが、具体的には、特に地域見守り隊というのが大山田上郷と大内にあるわけですが、そういう2つしか、私、今、存じないんですが、それに近い状態でやっている地域もあるというところですが、その具体的な成果、内容についてはどんなふう把握しているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 成果と言いますと、各地区の民生委員さんが定例的に情報を、定例会の中で話をさせていただいているんですが、そのときにいろいろなひとり暮らしの方の課題とかを対応、このようにしたいというような話をいただいたり、あるいは、それとみんなでどのような支援ができるかということで、各委員さんのほうから一人ずつ意見をいただいで対応しているところなんです。具体的に申しますと、ちょっとぐあいの悪くなっていた方がいて、その方を、ひとり暮らしなので病院のほうになかなか行けないのでということで、何とか通院をさせたいというようなこともありまして、地区の方たちと協力をして、あるいは包括支援センターというところに職員がおりますので、訪問して通院をさせたというようなこともあります。

細かいことはいろいろございますが、地区にもそういった協議会ができていまして、行政区長、あるいは民生委員児童委員の皆様、あとはボランティアの方、先ほど申しましたけれども、そういった方から情報を行政のほうに上げていただいたりということで、対応のほうはしているところです。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） わかるんですが、行政として具体的な情報をつかまないと的確な指導、援助ができないというふうに私は思うんです。十人十色で、現場へ入ればそれだって全部違うんですね。その辺を行政がきちんとつかまえるということが今、必要なこと。人数を課長に言われると、何人しかいないのでということをおはよく言われるんですが、それはわかるんですけれども、何らかの方法で具体的な実情をつかんだ上でやっていかないと、地域見守り隊にしても行くのが月に1回なんですね。あとはそのほか周りの人で気を使って行かれる方もいますけれども、民生委員も月1回なんですね。それで全体を把握するというのはかなり無理だと思います。

前の小川課長とも話しているんですが、また、民生委員の方とも話すと、高齢者の方で家庭訪問すると、うちは来ないでくれというのがあるみたいです。私自身も歩いて言われました。でも、それでも何回となく足を運んでいると、まるっきり違うんですね。来てもらうことが高齢者にとってはうれしいんですね。なぜかという対話ができるということ。そして、高齢者が一番気にするのは話し相手がいなくなる、人が家に来なくなるというのが一番寂しいということをおっしゃっている高齢者がほとんどです。だから、そういう中でそういう、先ほどボランティアと言いましたけれども、それ以外の人でも気を使って行かれる方はいらっしゃるようですが、でも限られています。

だから、そういう点では、具体的な事情をつかんでおれしないと、特に健康状態なんか、高齢者になった場合はある日突然変わる場合もありますし、そういう点でうちのほうでも地域見守り隊の方が訪問した次の日に亡くなっている方があったんです。それも家の中でなくて外で亡くなったんですね。もう90歳過ぎていたおばあちゃんなんですからけれども、私も訪問していたんですけれども、非常にショックだったんですが、でも地域見守り隊の方は行った後で亡くなったので、まだよかったです。これがもし行かなかつたら悔いが残るだろうと言っていました。だから、月1回というのも考えものだなということをお言っていました。

そういう点で、民生委員の方なんか非常に気を使いながら訪問しているのも知っています。でも、もう一歩踏み込んだ形で本当に、自分たちもそうなった場合、身寄りがなくなった場合どうかということをお考えて対応していかないと、これから団塊の人がどんどんふえていきます。そういう点ではもう少し高齢者に寄り添った支援というか、そういうのを考えていかなければならないのではないかなと。それと高齢者というのは意外といろいろな、長年人生を経験してきていますから、知恵や力というか、考え方を持っているんですね。それを生かすのも高齢者とつき合って、また高齢者の意見、話を聞くことによって、これからのま

ちづくりとかそういうのにも大いに役立つ。特に防災とか、戦争を体験している人たちが結構多いので、そういう話になると、今の町政は我々が邪魔みたいな、町政だけでなく国・県もでしょうけれども、そういう批判的な声はかなり聞かれます。そして、今の情勢に対して危機感を持っているのは高齢者の方が非常に多いです。そういう点で、いろいろな知識を持っているので、特に私は高齢者の方に対して、高齢社会を迎えたから大変だという面ももちろんありますけれども、それだけでなく、人生経験の豊かな方ですから、いろいろな大変な中で今の高齢者はこの地域づくりのために、また子育てをしながら、本当にこのまちづくりのために奮闘してきた方々なんです。それに対してのそういう人たちに寄り添った行政のあるべき姿というのをつくっていかないと、本当にこの町を20年後、30年後どういう町にしていくかという方向性さえ本当に見失っているのではないかなと、それが今の現状ではないかなという気がします。

いずれ皆さんもそうなるし、我々もそうなるので、行く道なんですね。そのことを真剣に考えていかなければならないと思いますが、その点で町長に何かそれに対する考えがあったら、町長は選挙当時からいろいろなことを、笑顔のあふれる町とか、そういうことを言われていますけれども、高齢者の姿を見て若い人たちの未来を考えているわけですね。その若い人たちが、今、中には高齢者を介護したりお孫さんを見たりしなければならぬ年代が結構多いわけです。だから、そういう点でまちづくりという点でもそういうことを考えていかなければならないというふうに思いますが、そういう点も含めまして、町長の考えをこの点で伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 高齢者の方々、本当に年をとってから寝たきりになりたいと思てられる方はいないと思います。できる限り自分で生きていることを実感できるような、そんな生活を送りたい、このように考えていると思います。そういう中で、私は公約として要介護に陥る前の予防介護、そういうほうに力を入れたい。そのためには学校、あるいは幼稚園、それから地域の中で高齢者と対話をできるような場面をつくりたい。学校にも協力していただいてお年寄りとのゲームをやったり、お年寄りから地域を学んだり、そういうのが必要だと思っておりますし、学校のほうでもそのようにやっていただいていると思っております。また、先ほど佐藤議員の答弁にもお答えしましたように、小川福祉センターのところに高齢者のゲートボール場の脇に遊具をつくって、子育て世代のお母さん方とも対話できるような、そんな場所もつくっている、そういうことで、生きていてよかった、このように思えるよう

な社会をつくっていきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 町長の答弁というのは非常にいつも前向きなんです、その点で具体的に何がどのように進んでいるかというのはなかなか目に見えないものだと思いますが、私は総務常任委員だったころから、町に対して高齢者の足の確保ということで土曜日もデマンドを走らせたかどうかということをご提案してきました。そういう点で先ほども取り上げましたけれども、那須南病院へ行く場合でも、皆デマンドを使っても帰りはデマンドがないというのが多いんですね。その辺の解決策をとってもらいたいという声は高齢者からかなりあります。あと、東部地区ではデマンドを利用しても途中でおりること、郵便局や農協があってもおりることができないという苦情もあります。そういう点で、それが町長に届いていないとすれば、町長はそういう人たちの話を余り聞いていないのではないかなという気がします。私には結構そういう話、東部地区を歩いていると聞きます。

そういう点では担当課長である総務課長にも伺いたいんですが、総務課長ともその点でも話したことはありますし、子育て支援課長である前小川健康福祉課長とも話したことがあるんですが、その辺でのコミュニティバスとデマンドタクシーの連絡網を何とかできないかなと思っているんですが、そうすれば那須南病院も少しは行く気になるけれども、なかなかそういう点で不便で行けない、帰りにタクシーを頼まなければならないんだということを言っている高齢者がいます。そういう点で、担当課長にご意見があれば伺いたいと。あと、町長もその点でご意見があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） デマンド交通に関してですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員もご存じのとおり、当初那珂川町では地域公共交通の手段として町営バスを運行しておりました。その中で、町営バスでは高齢者対策にそぐわないということで、議会の皆さんとともに調査、研究をしながら現在のデマンドタクシーというのが運行が始まりました。これは自宅から乗れますよ、ただ、乗降場所は指定されますよというような制度でございます。当初はそれでも大変助かっているよという声をお聞きしましたが、運行している中でいろいろなお要望をいただいているのも事実でございます。3月定例会の益子明美議員さんのご質問でも、このデマンドタクシーに関してはご答弁をさせていただいたところですが、今、実

証運行期間という形になっております。乗降場所ですね、指定乗降場所も含めて、改めて今後検討していきたい——検討していきたいというよりも、新たにふやせる場所もないか、また変更できる場所がないかということで調整をさせていただきたい。

それから、益子明美議員さんのときにもご答弁させていただきましたが、乗降者のアンケート、これをとって要望を取り入れていきたいというふうに考えております。ただ、先ほどもちよっとお話がありましたけれども、デマンドタクシーは町内しか運行できないことになっておりますので、那須南病院に行く際にはどうしてもコミュニティバスに乗りかえていただかなくてはならないということで、多分指定乗降所はある程度コミュニティバスの乗降所に近い場所に指定乗降所があると思います。あとは時間の問題等があると思いますが、その運行時間、それからコミュニティバスの運行時間、それからデマンドタクシーの運行時間はさらに利用者の皆さんには周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） いろいろ伺ったんですけれども、高齢者の立場で本当に自分の体が動けなくなったらどうなるんだということの不安というものを、我々自身行く道なんですから真剣に考えて行なっていきたいと。それと、どんな制度でも申請しないとできない人がかなりいるんですね、この前の全協でも伺ったんですが。独居老人が660人いるというような話を、私が調べたら担当課長から聞きましたけれども、そのうちでもかなりの人が自分自身でそういう書類を出したり、つくることができないという場合があります。そういう点での具体的なお話がなかったんですが、その点を最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 確かにいろいろな書類等、申請をしていただくのにこちらのほうに来ていただく、窓口に来ていただくとかということも多いんですが、電話等でもご相談はできます。あるいは、そういった情報を地区の方が、こういうことで困っていらっしゃるということがわかれば、一報いただいて、こちらのほうから訪問してお伺いすることも可能だと思いますので、丁寧に対応していければと思っております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） いろいろな面で職員に限られた人数の中でやっていらっしゃるので、

本当に私は大変だなというふうに思います。それは十二分には言わずとも、私は足を運んでいるのでわかるんですが、本当に生死にかかわることもあります。そういう点では高齢者の気持ちに寄り添った対策を緻密に考えて、十人十色ですから、それを本当に懇切丁寧にやることによって若い人の生きがいも生まれてくるんですね。若い人が一緒にいなくともそういう人に負担になるんです。また、そういうことが知れば、現に地元に戻ってきて、一生懸命年寄りを見ているという方もこの町に結構います。やはりそういう人が永住できるような方法にもなるように、やはりこの町がきちんと対応していくということによって、若い人たちがより住みやすいという条件にもつながっていくと思います。

そういう点では高齢者を大切にす、また、高齢者に本当に寄り添った施策をやっていく、地方財政が厳しいのは私もわかります。でも、そういう点でお金の使い方をもう少し考えながらやっていって、特に高齢者に対しては申請制度というものが、ただ説明するだけではなくて、自分たちから出向いていって、こういうあれがあります、こういうことをやればよりいい生活ができますよというような、医療機関にもかかれますよというような姿勢が私は必要だと思います。そういう点を要望して、この高齢者については本当に大変な実情を正しくつかまえて、行政として対応してもらうことをお願いして終わりにしたいと思います。

あと次、大きな2番目の子供の貧困についてなんですが、これ、教育長に伺いたいんですが、先ほど担当課長から説明はありましたが、今、幼稚園から小学校、中学校でこの問題が具体的に出しているのかどうか、またその問題を捉えてどんな対策をとっているのかについて伺いたい。また、今後どういうふうにやりたいということがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 子供の貧困については那珂川町だけではなくて全国的な問題になっています。それと、先ほど、ひとり親というのはふえているんです。那珂川町に限らず、例えば結婚して町のほうを出て、離婚して地元に戻ってくるお母さんが結構ふえています。その貧困に対しては母子家庭とか、いろいろそれは福祉のほうでやっていただいていると思います。あと子供が貧困といっても、ただ金銭的な問題ではなくて心の問題を教育のほうでは重要視しまして、子供にどう影響があるか、子供の現状というものを捉えております。例えば不登校のお子さんとか、それから心を病んで引きこもっているとか、いろいろあるんですけれども、それに対しては町としても、ことしはスクールソーシャルワーカーを1名配置しまして、家庭訪問などを主にやっていただいています。それから、スクールカウンセラーも

入ってまして、それは県からも入っています。

本当に二重、三重にことはスクールソーシャルワーカーが入ったことによって家庭がよく見えてきました。家庭の問題はやはり一朝一夕には解決しないんです。生まれてから今までの間の歴史があつて、さあ、きょう行ったからあした解決ということではなくて、貧困というのは金銭ではなくて教育としては心のほうに重点を置いてやっております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） あの、私の質問には全然答えていないというふうに思います。私はそういう点で、学校が学校だけの問題、子供がどういうあれで学校に来ているか、その現状を知りたいわけです。その辺が全然わかっていないで、全国的だ、どうのこうのというのは教育長に言われなくたって私もわかっていますよ。何人に1人が貧困であるということは、読めば統計が全部出ていますよ。それなら、その町がどのくらいそれがあるのか、そしてそれに対してどういう対応をとっているのかを私は聞きたいわけです。例えば、シングルマザーだけだって150人を超えているわけです。それだけが貧困ではありません。そういう問題一つとっても、朝食を食べないで来る子供は何人いるのか、そういう子供たちが成長や学習にどう影響するのか、専門家としての答えを私は聞いているんです。

私はそんな一般論を論じているわけではないんです。（机をたたく。）それで子供問題を解決できるんですか。（机をたたく。）本当に子供に寄り添って、子供の不登校や勉強できない状況、朝御飯を食べてこられないで健康が維持できない子供だっているわけです。そういう実情に対して、具体的な実情と対策を私は聞きたいわけです。（机をたたく。）教育長として一般論でこの場をあれしたんでは、私は何のための教育だかわからないではないですか。そんな教育をここは目指しているんですか。私は町長の考えと全く違うのではないかなというふうに思うんですが、その点でもう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（小川浩子君） ひとり親が153名です。それから、学校別にも出ていますけれども、14.7%です。それで、私は教育というのはそういう、今、ご質問ありましたけれども、私は子供のことを考えていないなんていうことは一つも思っておりません。子供の心に寄り添うというのも、私もずっと今まで大切にしてきましたので、そんなふうにおっしゃられると、私もう何を答えようかという感じになるんですけれども、貧困でひとり親というのは

14.7%で、朝御飯を食べてこないというのは、手持ちは今ないんですけれども、これも調査しております。そのことに関しては、これから学校には養護教員もおりますので、ことしは養護教員と一緒にその問題を解決していこうということで始まっております。

調査をするわけですから、健康診断の結果とあわせてデータが出てくると思います。昨年のデータはあります。用意はしておりませんでしたけれども、そのことを私は考えないではありません。本当に子供がちゃんと発育、発達をして、それから朝御飯を食べてこないことの対策、それは朝御飯を食べましょうというのは町としてもやっていますし、教育事務所単位でもやっておりますし、県でもやっています。朝御飯を食べてこない弊害なども学校教育の中でやっております。食育というのがありまして、保護者にも伝えておりますので、幅広く、そういういろいろな専門学校には教育の中で織り込んでおります。

私が何か答えるというのは、今、言われたことですがけれども、教育に関して何か責められた感じがするんですけれども、私としてはそんなに、教育というのは貧困もありますし、それから学力の問題もありますし、体力の問題もあるとあって、幅広いわけです。でも、根底にももちろん生活の基盤があるわけですがけれども、さらにそれは学校の中で幼・小・中と連携として、問題として捉えて各学校、それは教育の中に取り入れております。全然、私は軽視しているとか、そういうことではありませんので、もちろんそれも頭に入れて教育を現場でやっていただいております。

○議長（塚田秀知君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私は、通告は2番目の大きな問題について、子供の貧困について通告しているわけです。何で関係ないのか、その辺を答弁願いたいというふうに思います。

〔「答弁を求めているのは町長で、教育長ではない」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午前 11時40分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 的を絞ってということで、貧困という問題について私は出しているんですが、それが的を絞ってやらないと資料が用意していないということなんですが、これほど大問題になっている、教育長も言われましたけれども、全国的に大問題になっていることの資料を揃えていないというのは、私のほうがむしろ問題だというふうに思います。質問事項に具体的に入っていない、だから用意しないというのはいろいろ、悪くあれすれば不十分だと言わざるを得ないあれなんです、貧困の問題で4つほど専門家も言っているんですが、これに対する町の具体的なあれがあったら聞きたいと思います。これは4つある中でも、必ずしも教育分野だけではなくて町全体の問題と思うんですが、働いている親たちへの連携、それと大事なのは学習権、進学権の保障ということですね。

小・中学校は義務教育ですから誰もが行けるということがありますけれども、十分に学習できないという、特にひとり親の場合なんかは、なかなか子供が家へ帰って復習するというのは大変だということで、全国的にもボランティア組織が出たり、放課後児童を扱って、そこで教育するというような状況も生まれていますね。そういう対応、あとは何といても貧困というのは親の収入が少ないということでの貧困が多いわけですね。先ほども話しましたけれども、1時間当たり1,000円台もないという親が結構いるわけですから。

それと、安倍さんはエコノミクスでやって、るる働く人たちの確率がふえていると言うけれども、逆に非正規雇用というんですか、実際同じ仕事をやって、同じ時間働いても半分の賃金しか得られないという非正規雇用が4分の1というんですか、だって4,000万人ぐらいになっている。4割以上を超えてしまっているというのが実態だという発表がありますね。そういう中で正規労働者が25%ぐらいしかいないという現状になってきているという現状があります。そういう点で、経済的なあれは直接できなくとも、町がやるべき仕事というのは私はあると思うんです。

それと、先ほども触れましたんですが、ちゃんと朝食を食べてくる人と、子供もそうですが、特に子供の場合は成長期ですから、そういう食の保障っていうのがいかに大事か、それと、中には給食だけが一日の食事だという子も、今、珍しくないんだという状態です。私は、那珂川町はまだないと思うんですが、宇都宮で食事とお風呂を提供する……。

〔「一問一答なんですから。一問一答ですから質問を絞ってください」
と言う人あり〕

○4番（益子輝夫君） だから、それをこれから入っていくんですが、ではそういう点で……。

○議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 長々説明しましたが、最終的に聞きたいことは就学援助条例というのがあって、それに基づいて町もいろいろやっていますが、その内容について具体的にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、就学援助費の制度……。

〔「議長、休憩してもらっていいですか」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） では、再度やらさせていただきます。

町として就学援助条例、教育委員会のあれだと言うんですが、実際に放出しているのは、それについて出しているのは町だと思います。担当課からも大雑把なあれは聞いていますが、具体的に伺って、これからの方向、これからまたより多くのものを出していきたいという考えがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 健康福祉課の分野とも関連いたしますけれども、子供の貧困という内容でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

子供の貧困ということで、非常に議員さんのご指摘のとおり大きな問題のところ、複数の課、あるいは部局にまたがるものでもございます。私、この貧困に関しましては、やはり直接、一つは生活的な部分に係るものということで、国のほうから県に入りまして、福祉事務所単位での具体的な対応というのが役割分担の中で来ております。残念ながら町は福祉事務所を設置してございませんので、県北福祉事務所と連携いたしまして、この対策に応じているところでございますが、一つは、大きく2つに分けてまして経済的なもの、それから、もう一つはやはり教育的なものということで、議員ご指摘のとおり進学等についても問題があるということでございます。

そこで、県のほうと連携いたしまして、生活の支援相談員というのが県から派遣されて、健康福祉課のほうに来ておりますけれども、そこで、いろいろ貧困等についての、生活保護に至らないような指導等も行っております。もちろんひとり親ということで貧困の部分も相談が多く来ておるところでございますが、そういうふうなところで、就職活動等についての相談等も行っているところでありますし、さらに県のほうと連携いたしまして、子供の貧困家庭における学習支援というような形で、県からの委託を受けた業者が町内で貧困家庭の子供たちを学習支援しているというふうな形で実施しているものもございます。

それにつきまして町といたしましても協力いたしまして、場所の提供等を行なっているところでありますし、また、そのPRも、これは極めてプライベートな部分もありますので、公という形の中で募集するものではございませんが、実質的には今年度でございますと13名の子供が学習の支援を受けて実施しているというところでございます。また、昨年度ですと9名が実施しておりまして、特に進学の問題ということで、中学3年生が1人おりましたが、この方もこの支援が全てではありませんけれども、高校に合格して通っているというふうな

実績もございますので、そういうふうなところで貧困の階層を断ち切るものに関しては県と連携しながら町としてもやってきていると。

それともう一つ、議員のほうからご指摘があった食事の問題。これは新聞等でも、県内でも子ども食堂というふうな形で、なかなか食事ができない子供に食事を提供したり、あるいは居場所づくりという部分もありますけれども、この辺につきましてはまだまだ県と連携いたした中でも、町といたしましても今後の課題ということで、どういう形ができるか。これはやはり居場所づくりの問題、それから、先ほど高齢者のお話もありましたけれども、高齢者との触れ合いなんかも含めてどういうふうな形が町として居場所づくり、あるいは食事の提供等もできるかということで、連携したもので、今後十分検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ありがとうございます。またの機会に送りたいというふうに思います。特に、貧困の問題、深刻なあれであることは皆さんご承知だと思いますが、やはり学校へ行かなくなったり不登校の問題とか、そういうことも含めまして、食事が十分にされない、またお風呂に入らない、衛生的な問題、健康の問題ですけれども、そういう問題も起きつつあります。そういう点では、課長の答弁のように十二分に考えて、早急にその方向を示していただきたい。この町に住んでよかったとよく町長が言っていますが、その方向で進めていただきたいというふうなことを要望して、この質問を終わります。

最後になりましたが、処分場関連の質問で伺いたいと思います。

先ほど大雑把な答えを町長のほうからいただきましたが、13号廃棄物ということについて、コンクリで固体化したものを入れるんだということはわかりました。しかし、その問題は固体化した内部の問題で、私が調べた範囲では、これはTPCなどが含まれるものをコンクリートで固めて入れるということになっていると思うんですが、PFIについて、本当になった場合、町がこれ、関係するような発言をしています、民間が請け負って民間の資金でやるわけですね。そして管理までを民間がやるというのがPFIの事業の主たる実態だというふうに思います。そういう点で、町長が町も関与するということをやっていますけれども、県も一旦工事が終われば一時的に県は処分場を県のあれにしますが、その後、またさらに管理運営を民間にやらせるというふうなことも新聞発表や知事が言っていることだと思

います。そういう点では、ちょっとPFIと町の関係、県との関係がはっきりしないんですが、この辺をはっきりさせていただきたいと。

それと、先ほど佐藤信親議員が質問しましたが、県との協議事項、これをやると町長はおっしゃいましたが、どんな内容でやるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 13号の廃棄物については町長のほうから説明したとおりでございますが、PFIに町が関与するということはございません。制度的には県が事業手法の、公共事業の手法としてPFIを導入したという経過でございます。その中で、責任の問題とか財政の問題、そういったものをPFIでやったほうがいいということで、県はこのPFI事業にした経過があるかと思えます。特に、先ほど申した理由のほかに財政負担の平準化、税金を一時に出すのではなくて何回かに分けて出せるという手法。これはなぜかという、PFIというのは第三セクターで今まで経営が破綻しているわけなんです、地方公共団体で。それを防ぐための方法として編み出された手法であるということです。その中で国も推進している、大規模な処分場としては正直栃木県が初めてだそうでございます。ただ、地方自治体では幾つか、もう130ぐらいPFI事業というのはやられているようです。

責任の、リスクとの関係でございますが、事業者が決定して契約するまでにかかなり長い期間、契約の内容について詰めます。その中で、特に自治体と金融機関が直接協定を結んで監視と破綻リスクを回避するような協定を結ぶと私は聞いております。その中でやることで、町については何ら関係はしないと、直接は関係しないということでございます。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番（益子輝夫君） 県の出している文書によれば、平成27年度の11月までは13号廃棄物が入っていなかったんですが、しかし、平成28年3月から指定廃棄物の中に13号廃棄物が入ってきました。それはどうして変わったのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 当初から管理型の最終処分場というのは13号まで入ってございまして、記載されていなかっただけかというふうに私は認識をしております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番（益子輝夫君） 前の話に戻りますが、前に白久地内にできるということで、烏山の白

久、また那珂川町の白久で問題になったポリ塩化ビニフェルがやはりそのPCB13号廃棄物に入るといふことで、それがこの馬頭処分場に捨てられるといふことが、結局平成27年11月までは入っていませんでした。県の情報を見ればわかるんですが、たまたま抜けていたといふ形ではないと私は思います。意図的なものではないかなと思ふんですが、課長の答弁ではたまたま抜けていたといふんですが、全然そういう状況ではないんです。私の取得しました資料の中ではそういうことが、13号廃棄物だけではなくてほかのものも抜けてたり、入ってきたりといふ状況があります。そういう点で見れば、何か意味があるのではないかなといふふうに私は思いますので、その点で、ただ抜けていたといふことではないといふふうに思います。

それと、そういう危険なものがコンクリート固めになっても入ってくるということに対しての町長の見解を伺いたいといふふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、益子議員がご質問されました13号廃棄物についてでございますが、これは先ほど環境総合推進室長がお答えしたとおりでありますし、こういうものがどのようなものであるか、現実に具体的にどういふものであるか、これは私も県に改めてお伺いしたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 伺わないとわからないといふ状況ですが、先ほど佐藤議員が質問した問題もそうなんですが、放射能廃棄物も8,000ベクレル以下は特措法で入れていいと。しかし、設置場所の自治体の許可を得なければならぬと、そういうことが書かれています。そういう点で、町長は自然界にもあるのでそれ以外のものは受け入れられないようなことを表明しましたが、自然界といつても、自然界のものがはっきりしていないという問題もありますので、その辺を地元住民がPCB、ポリ塩化ビニールについては確認した上でといふんですが、もう文書で出ているわけですね。平成8年3月の文書にちゃんとこれ載っているんです。こういうのも地元の処分場に入ってくるということを知らないといふ、もう出てから何カ月たっているんですか。そういうことを知らないでそういう処分場が進んでいるということも私は非常に問題だといふふうに思います。

その点、聞いても同じ答えになると思ふので、次に移ります。

リスクの問題なんですが、リスクの問題に関しても県はちゃんと文書を出しております。

これを見ると風評被害とか何か起きた場合の対策については全く載っていないです。県が負う責任と業者が負う責任の2つにしか分かれていないんです。課長が言われていたように、町は全く産廃処分場については関係なくなるんです。そういう点で、これから協議するに当たって、そういう風評被害とかそういうことについても協議するということになっていますが、川崎町長が結んだ文書の中にもそういうことが入っています。そういう点で、福島町長としてはこのリスクの問題で協議で話し合うのかどうか、また、どんなふうに話し合っていくのかを伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） リスクは、質問書にありますリスク分担、これはもう県が責任を持つ、そして風評被害、書いていないとおっしゃいますが、風評被害とか想定し得るいろいろな風評被害、いろいろな害、それについては県としっかりと協議をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私はもう少し踏み込んだ答弁がいただきたいんですが、やはりPCBの問題にしる、原発で汚染された問題にしる、佐藤議員のほうからも追求がありましたが、やはり具体的にもう少ししっかりしないと、せっかく立てた10カ年間計画も何もやるどころではなくて、むしろ人口も減っていくし、大変な問題になってくるというふうに思います。そういう点では、まちづくりという観点から産廃場の問題、このリスクにちゃんと——51社の申し込みがあって、それに対する答弁として出ているわけですが、この中には風評被害なんか載っていないし、県が関係するなんていうことは一切書いていないんです。

だから、そういう点でももう少し、県の出していることですから、ここの町につくられる問題ですから、そういう点も含めて本当に町民に安心・安全なまちづくりと言っているわけですから、笑うところではないんです。本当にこれから大変な問題になってくると思います。白久地内でもポリ塩化ビニールについては反対運動が起こって署名運動が起きて、議会でも反対決議をしましたがけれども、我が町だけが——烏山市でも反対しましたがけれども、そういう点では事実関係を知らせていく、ただのコンクリートの固まりが入ってくるということだけではないんですから、その辺も踏まえて、もう少し町民にいい面と悪い面をきちんと知らせて、町民の判断を仰ぐということも私は必要になってくるというふうに思います。

それと、PFIの問題にしても、まだまだ話したいことはたくさんありますが、先ほどか

らもう、一般質問の中に具体的に書かれていないということでの注意を受けたので控えたいと思いますが、本当にこの町の産廃処分場をやることで10億円の金とかそういうことが入ってきますが、町民に本当に寄り添った形、町民の意見を聞いた上で十分に町の方向を決めていただく、これが住民自治だと思います。住民あってこそその町政なのであって、町政あっての住民ではないですから、その辺をはき違えないでいただきたいということをお願いして質問を終わるわけですが、これで終わりということではなくて、次回からもう少し詰めた質問をしていきたいというふうに思いますので、以上をもって今回の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 以上で、一般質問を終了といたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時15分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（塚田秀知君） 日程第2、報告第1号 平成27年度那珂川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第1号 平成27年度那珂川町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

一般会計継続費の繰り越しにつきましては、平成27年度から平成28年度までの2カ年に

わたって設定した庁舎建設工事にかかわる継続費のうち、平成27年度の年割額の一部を翌年度に逡次繰越するものであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を議会に報告するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

平成27年度那珂川町一般会計継続費繰越計算書をごらんください。

その内容であります、2款総務費、1項総務管理費、庁舎建設工事費は継続費の総額18億9,175万9,000円のうち、平成27年度の年度割額5億円でありましたが、4億5,800万円を逡次繰越したもので、財源の内訳は繰越金が2,900万円、地方債が2億2,900万円、その他基金繰入金が2億円となりました。

以上で、継続費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、報告第2号 平成27年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 平成27年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成27年度繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、臨時福祉給付金事業を含めて5事業について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

平成27年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります、2款総務費、1項総務管理費、固定資産台帳整備事業費は固定資産台帳整備事業業務委託料として702万円を繰り越したもので、一般財源が702万円となりました。

2項企画費、情報系ネットワーク環境構築事業費は、地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業業務委託料として2,000万円を繰り越したもので、国庫支出金が640万円、地方債が640万円、一般財源が720万円となりました。

また、地方創生加速化交付金事業費は国の補正予算に係るもので、平成27年度3月補正予算において定めた繰越明許費は1,590万円でありましたが、事業費確定により、ツール・ド・とちぎ負担金及びとちぎ材需要創造戦略事業に490万円を繰り越したもので、国庫支出金が490万円となりました。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業費は高齢者向け給付金を繰り越したもので、平成27年度3月補正予算において定めた繰越明許費9,545万1,000円からシステム改修費用に43万2,000円を平成27年度中に支出したため、差し引いた9,501万9,000円を繰り越し、既に収入済みの国庫支出金が8万6,000円、国庫支出金が9,493万3,000円となりました。

5款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業はT P P 関連支援事業費を繰り越したもので、平成27年度3月補正予算において定めた繰越明許費は1,538万5,000円でありましたが、事業費確定により1,196万9,000円を繰り越し、国庫支出金が1,196万9,000円となりました。

以上で、繰越計算書の報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（塚田秀知君） 日程第4、報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

平成27年度第15期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、第14期と比較いたしますと、入館者数は0.5%増加しましたが、売上高は2.5%減少し、売上高及び営業外収益の合計は9,775万3,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は1,045万1,000円となりました。今後とも多くの方にまほろばの湯を利用いただくため、スローガンにもある「ぬくもりのある安らぎの憩いの場」として、まほろばの湯・湯親館の健全経営を引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明をいたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第15期定時株主総会決算報告並びに事業計画書をごらんください。

まず5ページであります。

5ページの貸借対照表の内訳は、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は7,207万4,710円、機械等の固定資産の金額は880万7,138円で、資産の合計額は8,088万1,848円であります。負債の部、買掛金の流動負債金合計金額は802万6,649円であります。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金は4,285万5,199円で、うち繰越利益剰余金については8ページをごらんください。

8ページ、株主資本等変動計算書のとおり、当期首残高繰越利益剰余金330万6,370円から当期純損失1,045万1,171円を差し引いたマイナス714万4,801円を当期末繰越利益剰余金として計上しております。

5ページに戻ります。

負債の部、純資産の部の合計は8,088万1,848円であります。

続きまして6ページに入ります。

6ページの損益計算書の内訳ですが、売上高は9,689万7,124円で、うち入場料は4,532万9,500円であります。これから売上原価2,009万6,868円、販売費及び一般管理費8,789万8,170円を差し引きますと1,109万7,914円の営業損失となり、営業外収益85万6,243円を加え1,024万1,671円の経常損失で、法人税等を差し引きまして1,045万1,171円の当期純損失となりました。

次、7ページになります。

7ページは販売費及び一般管理費の内訳で、人件費4,078万4,811円、経費4,711万3,359円で、合計8,789万8,170円であります。

次に8ページは、先ほど申しましたが、株主資本等の変動計算書の内訳でございます。

次に9ページでございますが、9ページは個別注記表でありまして、次に10ページは役員、監査結果について記しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

11ページからは平成28年度第16期事業計画であります。

事業計画(1)年間入場者目標は温泉施設のPRと施設内サービスを向上させるということで12万5,000人と定めております。

(2)年間収支計画であります。13、14ページでは、第16期の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益の目標を定めまして、当期純利益を出す計画となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(塚田秀知君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番(大森富夫君) 3点ばかり質問します。

1つは営業損失、経常損失としては当期損失1,045万1,000円というふうに出されていましたが、損益計算書では経常損失が1,024万1,671円というふうに出ています。この違いをまず説明していただきまして、赤字解消のポイントを、計画を立てたわけですから説明を得たいというふうに思います。

2点目。

休業の日が大変多いというふうはこの1年感じていました。保守点検費が330万円とか修

繕費が200万円。これだけで530万円使用しています。年間の定休日以外の休業日数、どうなっているのか伺います。

3点目。

出資金が1,000万円というふうに計上されています。これは新たに出ていますというふうに見たわけなんですけれども、この出資金の説明を得たいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 先ほどの税引前ですか、1,024万1,671円の根拠であります。6ページの下のほうになります。法人税、住民税及び事業税を加えますと1,045万1,171円ということになります。

それから赤字の解消方法としまして、一つの考えといたしまして、利用者に喜ばれるよう、心の込もったおもてなしを基本に接客をしていただきまして、多くのお客様に来ていただくということを願ってお願いしたいと思っております。

それから休業の日数でございますが、年間で稼働日数が312日で、昨年度は4日間お休みをいただいております。これはポンプのケーブルの関係の交換等を行っております。

それから、出資金はちょっと1,000万円というか、3,000万円ですか……

〔「元々ですね、この5ページ」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 挙手のうえ願います。

〔「1万円か単位が違う」と言う人あり〕

○商工観光課長（板橋了寿君） すみません。後でご報告ということによろしいですか。ちょっと桁が違うので。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） これはすみません、3点目は桁が違うので、すみません、1万円ですね。ただ、この1万円にしても出資金が新たにとというのは、3,000万円の出資金はもともとあるので、これ、新たな出資金というのは1万円ということでは出てくるのもちょっと、1万円だろうが1,000万円だろうが、ちょっと聞くということでは変わりはありませんので、出資金について伺います。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君にあれだけれども、後で報告というふうなことでというふうな……。

休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 会社のほうに確認させていただきましてご回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 3点、おおむねそれでよろしいんですけども、たびたび私、温泉に入ってお客さんの話をサウナで座りながらいろいろ聞かせていただいているんですけども、何度言っても改善されないということがあるんですね。これは会社経営としては非常にまずいということですね。この点をちょっと最後に伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 休憩。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

答弁願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） タトゥーの件でございますが、そういった方も中にはお客さんとしていると思うんですが、入るなと言うことはちょっとできないものですから、張り紙とかそういうことで注意を促すという形を今、とらせていただいております。

○5番（大森富夫君） 全然改善されない。わかりました。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 平成28年度の事業計画書というところにありまして、PRです。

11ページ、温泉施設のPR強化。これ私、去年は広告宣伝費が100万円ですね。このPRの強化なんですけれども、100万円でこれだけをやるとなるとなかなか大変だとは思いますが、これは従来と平成28年度ではどのようなPRの仕方が違っているのか。平成27年度と平成28年度は同じなのか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） その件に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

今、まほろばおがわ湯親館の駐車場にいますと、昼間のお客様は県外のナンバーの方が半分ぐらいあるわけなんです。いわきナンバー、水戸ナンバー、つくばとか、そういう車が半分ぐらい見受けられます。それで、町内、県内だけのPRでなく、県外へのPRも積極的にやっていかなければならない、このように考えております。それと、お金のかかるPRのほかに、今はやりのフェイスブックとかそういう形でのPRも積極的にやるように支配人には申し伝えてございます。

○議長（塚田秀知君） 13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 私もそれは認識しております。確かに水戸ナンバー、ほかの県から来ているところは多いとは思いますが、まほろばおがわだけではなくて、この町全体として温泉はあるわけですね。これ、共同でPRというのを町としてやっているのかどうか。今回はこのまほろばのやつなんですけれども、そのほかとして、まずいか、関連だけでも。

まほろばおがわのやつなんですけれども、例えば小口温泉郷もあるし。だから、それを一緒にしてまほろばももう少しPR——ただ100万円でできるのか。もう少しふやせばお客さんがふえるのでは、やり方によってはですね。100万円でやるというのはなかなか大変だと思うんですけれども、どんな努力をするのか、それだけお願いします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 予算も少ないことでありますので、今、那須定住自立圏の関係ですか、那珂川町ほか3市やっているんですが、那須塩原駅構内の中にパンフレットを置く場所というか、それがありますものですから、もしそういうところも利用できれば、お金をかけないで、また大きなPRができると思います。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第3号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第5、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、ご活躍いただいております長山宣弘氏は本年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいと存じます。

長山宣弘氏は平成22年10月1日から2期6年間、大変熱心にその職責を果たしてこられました。また、地域において人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、現在当町の人権擁護委員は、大金典夫氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、川俣まゆみ氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏と今回お願いいたします長山宣弘氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第6、議案第2号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 平成28年度一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、消費税引き上げによる影響を緩和するための措置として実施されます臨時福祉給付金事業のほか、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけされた生ごみ堆肥化事業に要する経費など4,300万円を計上するものであります。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は100億2,300万円となりました。

内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は3,000万円の増で、社会福祉費補助金は臨時福祉給付金事業に係るものであります。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の補正額は199万5,000円の増で、統計調査費委託金は経済センサス調査費の交付金確定によるもの、選挙費委託金は選挙等執行経費基準改正により、参議院議員通常選挙及び栃木県知事選挙に係る委託金が増額となったものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,100万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、5項2目栃木県知事選挙費の補正額は92万円の増で、選挙備品購入費、3目参議院議員通常選挙費の補正額は100万円の増で、期日前投票所の経費及び選挙備品購入費などであります。

6項1目基幹統計調査費の補正額は8万円の増で、経済センサス調査費用であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は3,000万円の増で、臨時福祉給付金事業費は消費税が8%に増税されたことに伴い、所得が少ない方の負担を軽減するために給付する補助金及び事業に要する事務経費であります。

10ページに入ります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は1,100万円の増で、環境のまちづくり事業費は生ごみ堆肥化事業に要する経費であります。

11ページからは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 10ページ、衛生費の委託料622万円につきまして、生ごみ堆肥化事業というふうに聞きましたけれども、委託料として出されておりますので、この内容等につき

まして伺います。ただ、この生ごみ堆肥化につきましては非常に難しい、前々からどの議員も随分この点では強調して、その事業を実施しようということでも一般質問にも再三取り上げられてきたと思うんです。難事業だと思うんですけれども、この内容につきまして伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） この事業はことしの目玉事業としてやる予定で、創生事業のほうで予算を組んでいましたので、今回補正ということで上げさせていただきました。

内容については市街地の生ごみを住民の方に任意で参加していただいて、それを畜産農家で堆肥にするという事業でございます。モデル事業ということで、ことし試験をしてどのような堆肥がどのぐらいできて、どういう作物に使えるか等の試験をするということで、10月からやる予定でおりまして、今現在、住民説明会を始めたところでございます。3カ所やりまして、全員が出ていただけるわけではないんですが、班長さんとか組長さんが出ていただいて、今、参加を呼びかけているところでございます。内容についてはとりあえず毎週燃えるごみの日に別のバケツを町のほうで用意しまして、それに集めて、それを業者が集めて堆肥にするというような事業内容でございます。

今回の事業費はその中のバケツとかそういった消耗品等を含めて、あとは一部地域通貨券を、一応集めていただく方に10回で200円程度の地域通貨券、半年で約50回になりますので、1世帯で大体1,000円ぐらいにしかならないんですが、それも交付しながら、今回はそういった地域経済の影響なんかも考えながらやろうということで、一応検討を今、説明会を開いているところでございます。内容の予算についてはそういった消耗品等の、あと委託費等の経費でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 住民説明会が始まったということなんですけれども、その3カ所においては、説明を受けた方が内容等については了解しているんだと思うんですけれども、全体として那須南地域における焼却炉の問題、ごみが減ることはいいわけなんですけれども、今の焼却炉、冷やしながら燃やしているという、こういう焼却炉ですね。生ごみが減るといったことは焼却炉にかなり影響してきます。

そういうことを考えるわけなんですけれども、どのぐらいの量的な確保、そして生ごみはどのぐらい集めて堆肥化して、その堆肥はどういうふうに活用していくのかという、その回収から処分というところまでの流れ、これには住民理解も含めまして、複雑な流れがスムーズに

いくようなものにしていく、その取り組みというのはかなりのエネルギーも必要になってくると思います。当然こういう、最初からもう委託料だけだつて622万円というふうにかかるわけですから、総額としてはかなりの金額にもなってくるのではないかなという気がします。費用対効果ということも含めまして伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今回予定しているのは一応1,200戸を予定しております。大体どのぐらいかという推定以前にバイオマス推進計画の中で図ったところでは年間2,000トンでございますが、今回はそのうちの1,200戸でございますので、300トンないし400トンぐらいかなと。堆肥になるものはその10分の1ぐらいかと思っております。今回は経費という中で、例えばバケツは一度支給すれば今後何年かは使えるということなので、経費的には可燃ごみとして燃やすコストよりは事業費が上がらない形の中で実績を見ながら実施していくということで考えておまして、炉が傷むということなんです、これは簡単でございまして、多少の水を入れれば炉は冷やされるので高温になるということはないと。

一番はやはり、大きな目的というのは循環型社会が一つでございますが、もう一つは次期広域の焼却炉の建設コストを抑えていきたいと。総量的に小さいものにしていって建設コストを抑えるということも大きな目的でございまして、その辺を別な資源として使って、今現在ですと重油を使って燃しているわけでございます。それを、資源として使っていく。それと、今、言われた収集から販売先ということなんです、現段階では、今回モデル事業の中で販売できるかどうか。一番の問題点は夏と冬で品質が違うという生ごみの特徴がございまして。そうしますと、通常の商業ベースに乗せるまでには、例えば茂木のような堆肥ができるまでには相当の時間がかかります。その中で、ただ売れるものは多少売っていかうという考えでございまして、例えば農家向けに大量に販売できないか、値段的には安くなるかもしれないけれども、そういう形で、とりあえずことしは試験をしてみて、皆さんにも使っていただく。参加していただいた方にも無料で交付する予定でおります。

そういうことで、すぐに結論が出る内容ではございませんので、今後その辺を含めてどういうふうな方法がいいか、処分先含めて、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 非常によい取り組みという、理想的な取り組みだというふうに思います。成功すればですね。大変な取り組みになるかと思うんですけれども、全体で建設費抑制、これは町の広域のほうに出すお金を抑えるということにもなるわけなんですけれども、総目

標としてはどういうふうなものになっていくか、このごみの堆肥化を通して建設費を抑制するという具体的な金額で出せるかどうかわかりませんが、目標としては計算済みだろうと思いますので、その辺を示していただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 一応、先ほど言いましたように生ごみは2,000トンでございますが、一応生ごみだけではなくて、今、広域のほうに働きかけているのは、その他の資源物の今まで燃していたものの中から資源化するという方法。例えば雑紙、たばこの殻ですと表面がプラスチック、中が雑紙ですが、そういったものも資源にならないか。今まで燃していたものをできるだけ資源化しようという取り組みも含めてやるものですから、具体的に、では何割落ちますかというのは、現段階ではまだそのほかのものの資源化も含めて検討している段階でございます、生ごみは一部でございます。

ただ、生ごみは80%が水分です。ですから、そういう意味では灰になったときは20%が灰になるということなので、総量的に入っていくときはやはり水分が入った20%だけではなくて、水分も入ったものとして広域センターのほうには送る予定ですので、どのぐらい削減できるかというのは、正直な話まだ試験——表面上は一応書類上で計画した中では、今、燃しているものの4割ぐらいにはしたいというのが一応目標でございます。ですから、今、燃している量の6割を減らしたいと、可燃ごみとして処理をするのをですね。それを目標に掲げております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） ただいまの堆肥化事業の件でちょっともう少し詳しくお聞きしたいと思いますが、この委託料というのは622万円なんですけれども、回収と堆肥化の委託というふうに分かれると思うんですが、それぞれ幾らぐらいなのかお伺いしたいと思います。

住民説明会が始まって、私もそこに出向いたわけなんですけど、印象としては住民のとても手間がかかるというところに考えが行ってしまって、この事業の大切な部分、一般廃棄物のごみの減量化や焼却炉の建築コストを下げるというところに、なかなか皆さん理解が行っていないというところ、推進室長も丁寧に説明はされていましたが、なかなか難しい話で、すぐには皆さんよくわからないんですね。その辺、わかりやすい何かパンフレットをつくるのがいいのかなというふうに思うんですが、その辺、これ、ちょっと質疑とかけ離れてしま

うんですけれども、そういった形で考えていくことはできないのかということをお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 確かに今回、説明会では生ごみを収集することについての内容の説明しかございません。今、申し上げた、議員さんから指摘を受けた点については、私が挨拶の中で若干、最初お話するだけの内容でございまして、その辺、ちょっと改善も図って、先ほど言いました4割にする方法のフローチャート図なんかはございますので、そういったものを示しながら、住民の方にご理解をいただきたいというふうに考えております。今後はもうちょっと、資料については検討したいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） それとともに、事業をする前にモデル事業として始まるんですね。これってすごく大事だと思うんです。ここで失敗すると本格的な事業というのがなかなか行きにくいということになりますので、本来だったらモデル化事業の区長さんを集めて事前の説明があるべきだったかなというふうに思うんです。というのは、私の行政区に出て感じた形は、説明会の中で町民おのおのが、やりたい人がやっていけばいいのではないかみたいな雰囲気になっていて、区長さんがこういった重要な事業なので、ぜひ皆さん協力していきましようというふうになれば、住民の人も理解が一步も二歩も進むんです。

それがなかなかないというところと、それから町側のほうが生ごみの堆肥化の事業としては、モデル事業としてはいいのではないかとこのところなんですけれども、逆に地域の連携の中でやっていくということを考えると、町も在という言い方はちょっとそぐわないと思うんですが、周辺地域のところも同じだと思うんです。逆に連携の中では町中よりも外の地域のほうが、あそこの家でもやっているんだからこの家でもやろうというふうにつながっていくということもあると思うので、この辺もう少し丁寧に組み立てていただければいいのかなというふうに思います。ちょっと質疑とかけ離れている感じがするんですが、申しわけないんですが、意見として申し伝えておきたいと思いますので、何か答弁あったらよろしくお願いたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 簡単ではございましたが、先日の行政区長会議のときに、資料と概要と説明については若干させていただいております。ただ、行政区によっては区長さんと班長さんと組長さんが住民説明会の前に一度、たしか、小川は僕だったと思うんです

が、説明会を一度させていただいて、その後住民説明会という行政区もございます。その辺は地元の要請ということでそういう形をとらせてもらったんですが、そういう意味ではちょっと説明不足の点はあるかと思うんですが、何分初めてでどういう形にしていかが、とりあえず住民の方にどのぐらい集まっていたかによってもあれなので、今の段階ではちょっと住民が全員集まる——全員というのは半分まで集まっていただけない状況はあります。そういう中でもうちょっと理解を得られるような方法というのは考えていかなければならないかというふうに思います。

それと、先ほど委託料でございますが、委託料は収集運搬が約1割でございます。それ以外が堆肥化のほうでお願いする内容の業務委託になっております。金額はちょっと私、今、手持ちで持っていなかったもので申しわけないんですが。

失礼しました。全然違いました。訂正させていただきます。堆肥化委託料が282万円、収集運搬事業が馬頭地区と小川地区で340万円、合わせて622万円でございます。

それと、周辺地区ということなんですが、周辺地区のなぜやらない——今回はモデル事業ということで、周辺も当然そういう希望の方もかなりおいでかと思うんですが、現段階でなかなか収集ということになると、集まる量が市街地ほど集まらないということが考えられます。特に、農村部ですと生ごみは出さないという家庭がかなりあると思います。自前で堆肥にしたり自前で処理できるということで、生ごみは出さない家庭というのもかなりあるわけです。違う家庭も周辺地区でもあると思うんですが。その収集方法を含めて今後検討していくということで、行く行くは全町的に取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） この補正予算の内容にかかわるところでは納得しているんですが、その周知の方法と説明会の方法、そして何よりも説明を聞いていて、住民の手間がかかることなので、やることに前向きにならなくなってしまわないような形での説明方法をしていただければと思います。

あと、私のところでは、要するに聞いた人が組長さんなり班長さんなり、その人が説明会に出ていなかった人に説明をしながら、入りますか、やりませんかというような形をとらなくてはいけないような形になっているので、そういうことであると、理解できていないままに説明はできないんです。ですので、本当にその辺、お手数ですが、丁寧な説明と、この事業への理解を重ねて、皆さんに理解できるようお願いしたいと思います。そのときにケーブ

ルテレビなどで重ねて広報していただくとか、さまざまな手法をとっていただくようお願いしておりますので、ぜひ要望としてこちらはお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了したので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、岩村文郎君。

〔総務企画常任委員長 岩村文郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（岩村文郎君） 陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情について、総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

当陳情についての採択については、6月2日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。

この陳情は、4月26日に「川の日を国民の祝日にしよう会」会長から提出されたものであります。

陳情の内容は、日々の暮らしに切っても切れない自然豊かな川とのつき合いで大きな恩恵を享受していることを感謝し、また、常日ごろから川の恐ろしさを学習し、川の保護と防災、利水・治水を有効に活用するため、官民一体となって対策に万全を期することなどから、大切な川に対し国民一人一人が感謝し、考え直すきっかけとして国民の祝日にする必要があるということで、意見書を関係機関に提出していただきたいというものであります。

採択の上、政府、関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

審査した結果、清流那珂川を初めとする町内の川から恩恵をいただき、有効な観光資源として町民と共存共栄している当町にとっても、また、先頃発足いたしました那珂川清流を守る会に賛同している点からも、本陳情の趣旨を賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務企画常任委員会からの審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

○議長（塚田秀知君） 陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） ただいま、総務企画常任委員長から、発委第1号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をします。

〔議案配付〕

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第1、発委第1号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることにします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、岩村文郎君。

〔総務企画常任委員長 岩村文郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（岩村文郎君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第1号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（塚田秀知君） 日程第8、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会改革特別委員長から委員会において審査中の事件、町執行部への反問権の付与に関する陳情について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会改革特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに

決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成28年第4回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時14分